

石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例（令和6年石広条例第2号）第8条の規定に基づき、石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴者の定員)

第3条 一般席の傍聴者の定員（以下「定員」という。）は、15人とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿又は報道関係者受付簿に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開始時刻30分前から先着順に行うものとし、一般席の傍聴席は定員になり次第、受付を終了する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物や旗、幕等を所持している者
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのある拡声器や録音機、写真機等を所持している者。ただし、委員長の許可を得た者は除くものとする。
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (5) 次項の規定による職員の確認に応じない者
- (6) その他委員長が別に定める者

2 委員長は、必要があると認めたときは、傍聴者が、前項第1号又は第2号に規定する物品を携帯しているかを職員に確認させることができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行動をしないこと。
- (7) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

- (8) 委員長が会議を非公開とする決定をしたときは、速やかに退場すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者への資料配付)

第7条 傍聴者には、会議資料は配付しないものとする。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴者は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。